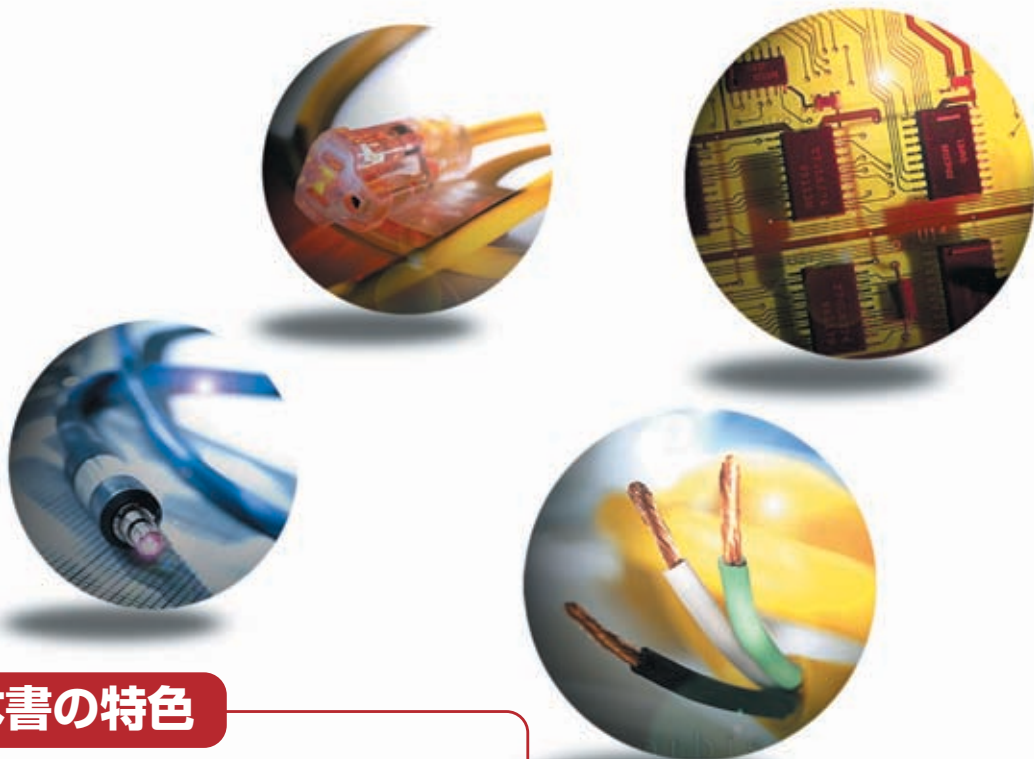


電気用品の安全確保と事故の未然防止のためには  
的確な法令の解釈を！

# 電気用品安全法解釈例規集

経済産業省商務情報政策局製品安全課  
資源エネルギー庁原子力安全・保安院電力安全課

編



## 本書の特色

### ◇事業者の実務に直結する解説内容！

製造・輸入・販売の「実務上のポイント」を記載し、「立案主旨」「解釈」により理解を深められる構成となっています。

### ◇執筆は経済産業省担当官！

法令の的確な解釈のために関係省庁の実務担当官が監修・執筆をしています。

### ◇法令解釈のための情報を満載！

「電気用品安全法」逐条解説、改正経過、注釈、参照条文  
「電気用品安全法施行令」「電気用品安全法施行規則」  
「電気用品技術基準省令」、関連通達  
「電気事業法」等の関係法令



体裁 ● A5判・加除式・全1巻  
定価 ● 18,900円(本体18,000円)



# 電気用品安全法の目的（法第1条より）

電気用品の製造、輸入、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止する。

◇法の正しい解釈・運用のために関係省庁の担当官によるオリジナル解説が満載！  
◇押えておくべきポイントを掲載しています。

## 内容構成（抜粋）

### 法令

#### ○電気用品安全法

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 事業の届出等（第3条—第7条）

第3章 電気用品の適合性検査等（第8条—第26条）

第4章 販売等の制限（第27条・第28条）

第5章 検査機関の登録等

第1節 検査機関の登録（第29条—第32条）

第2節 国内登録検査機関（第33条—第42条の2）

第3節 外国登録検査機関（第42条の3・第42条の4）

第5章の2 危険等防止命令（第42の5）

第6章 雑則（第43条—第56条）

第7章 罰則（第57条—第61条）

附則（1条—6条）

#### ○電気用品安全法施行令

#### ○電気用品安全法施行規則

第1章 総則（第1条）

第2章 事業の届出等（第2条—第9条）

第3章 電気用品の適合性検査等（第10条—第17条）

第4章 販売の制限（第18条）

第5章 検査機関の登録等

第1節 検査機関の登録（第19条—第23条）

第2節 国内登録検査機関（第24条—第28条）

第3節 外国登録検査機関（第29条—第33条）

第6章 雑則（第34条—第48条）

附則

様式第1 電気用品製造（輸入）事業届出書

様式第2 電気用品製造（輸入）事業承継届出書

様式第3 電気用品製造（輸入）事業譲渡受証明書

様式第4 電気用品製造（輸入）事業者相続同意証明書

様式第5 電気用品製造（輸入）事業者相続証明書

様式第5の2 電気用品製造（輸入）事業承継証明書

様式第6 事業届出事項変更届出書

様式第7 電気用品製造（輸入）事業廃止届出書

様式第8 電気用品例外承認申請書

様式第9 略称表示承認申請書

様式第10 登録商標表示届出書

様式第11 登録（登録の更新）申請書

様式第12 事業所変更届

様式第13 業務規定（変更）届出書

様式第14 業務休止（廃止）届出書

様式第15 電気用品安全法第46条第1項の規定による立入検査等を行う職員的身分証明書

様式第16 電気用品安全法第46条第2項の規定による立入検査等を行う職員的身分証明書

様式第18 利害関係人疎明書

様式第19 報告徴収の実施報告書

様式第21 法令に違反する電気用品の報告書

様式第22 電気用品提出命令の実施報告書

別表第1 電気用品の区分

別表第2 型式の区分

ゴム系絶縁電線類  
合成樹脂系絶縁電線類  
金属製電線管類  
金属製電線管類附属品  
合成樹脂製等の電線管類  
合成樹脂等の電線管類附属品  
つめ付ヒューズ  
包装ヒューズ類  
温度ヒューズ  
配線器具  
電流制限器  
小形单相変圧器類  
小形交流電動機  
電熱器具  
電動力応用機械器具  
光源及び光源応用機械器具  
電子応用機械器具  
交流用電気機械器具  
携帯発電機

別表第3 検査の方式

別表第4 検査設備

別表第5 電気用品の表示の方法

別表第6 特定電気用品に表示する記号

別表第7 特定電気用品以外の電気用品に表示する記号

#### ○電気用品の技術上の基準を定める省令

別表第1 電線および電気温床線

1 電線

(1) 共通の事項

(2) 絶縁電線

(3) 蛍光灯電線

(4) ネオン電線

(5) ケーブル

2 電気温床線

別表第2 電線管、フロアダクトおよび線  
樋ならびにこれらの附属品なら  
びにケーブル配線用スイッチボ  
ックス

1 電線管類

2 電線管類の付属品

3 ケーブル配線用スイッチボックス

別表第3 ヒューズ

1 非包装ヒューズ

2 包装ヒューズ

3 温度ヒューズ

別表第4 配線器具

1 共通の事項

2 点滅器（電磁開閉器操作用スイッチを  
除く。）

3 開閉器（ミシン用コントローラーを除  
く。）および電磁開閉器操作用  
スイッチ

別表第5 電流制限器

1 共通の事項

2 アンペア制用電流制限器

別表第6 小形单相変圧器、電圧調整器お  
よび放電灯用安定器

1 共通の事項

2 ベル用変圧器、おもちゃ用変圧器その  
他の家庭機器用変圧器、表示器用変圧  
器およびリモートコントロールレ  
用変圧器

別表第7 令別表第2第6号に掲げる小形  
交流電動機

1 共通の事項

2 令別表第2第6号(1)に掲げる单相電動機  
別表第8 令別表第1第6号から第9号ま  
で及び別表第2第7号から第11  
号までに掲げる交流用電気機械  
器具並びに携帯発電機

1 共通の事項

2 令別表第1第6号から第9号まで及び別表  
第2第7号から第11号までに掲げる交流  
用電気機械器具

○電気用品安全法施行規則第25条第3項  
第10号に規定する国際約束等

○電気用品の技術上の基準を定める省  
令第2項の規定に基づく基準について

○電気用品安全法に基づく経済産業大  
臣の処分に係る審査

○経済産業大臣の処分に係る標準処理  
期間に関する規程

### 通達

○電気用品取締法の施行について

○電気用品取締法の一部を改正する法  
律の施行について

○電気用品の取締りについて

○同一型式の電気用品の型式認可番号  
の取扱いおよび略称の承認に関する  
取扱いについて

○電気用品安全法第3条第2号の事項に  
係る届出について

○中古品販売業者等が電気用品安全法  
に基づき行う自主検査記録の取り扱  
いについて

○電気用品安全法第8条第1項第1号（第  
27条第2項第1号）の承認の申請につ  
いて

○電気用品の技術上の基準を定める省  
令の取扱いの廃止について

○電気用品の技術上の基準を定める省  
令の解釈について

○電気用品の範囲等の解釈について

○高圧又は特別高圧で受電する需要家  
の高調波抑制対策ガイドライン

○消費生活用製品等による事故等に関  
する情報提供の要請について

### その他

○電気用品安全法第31条第2項の規定に  
基づく検査機関登録簿

○各種手続きの方法

### 関係法令

○電気事業法

○電気工事士法

○工業標準化法

○家庭用品品質表示法

○薬事法

○電波法

○消費生活用製品安全法



# 末永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

## 加除式書籍とは？

- ◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」(有料)と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

=====ここが魅力=====

- 何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができる！
- 追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる！
- 法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的！

## 商品を手にとって検討したい…

- ◆商品をお手にとって検討したいというお客様は、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

## 購入後のメンテナンスは？

- ◆追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行います。
- ◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

## 商品に関するご照会・お申し込みは

※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用下さい。

## ホームページからのお申し込みは

<クレジットカードでもお支払いいただけます。>

※追録(有料)は、請求書でのお支払いとなります。

## 追録は購入しなければならないの？

- ◆常に最新内容でご利用いただけるよう、台本のご購入以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしています。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品ごとの「利用規約(規程)」でご案内しています。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

## 申し込み方法は？ 支払いは？

- ◆お申し込み方法は以下からお選び下さい。
- 本カタログと併せてお届けした**申込書**にご記入の上、弊社宛にお申し込み下さい。申込先(連絡先・FAX番号等)は、申込書に記載しています。
- 弊社**ホームページ**からもお申し込みいただけます。  
※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご利用いただけます。
- お客様の地域を担当する**弊社社員**にお申し込み下さい。
- ◆お申し込みをいただいた後、商品(台本)と請求書をお届けいたします。
- ◆お支払い方法(一括払い・分割払い等)やお支払いの時期については、同封の申込書に記載しています。

TEL 0120-203-694  
FAX 0120-302-640

<http://www.daiichihoki.co.jp>

第一法規 株式会社

本社  
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

北海道支社 [北海道]  
札幌市中央区北4条西6丁目毎日札幌会館7F 〒060-0004

東北支社 [青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島]  
仙台市青葉区上杉1-6-1 〒980-0011

東京支社 [東京・千葉・神奈川・山梨]  
港区南青山2-11-17 〒107-8560

関東支社 [茨城・栃木・群馬・埼玉・新潟・長野]  
さいたま市浦和区高砂2-3-19 新高砂ビル4F 〒330-0063

信越営業所 [新潟・長野]  
長野市岡田町176 〒380-8566

東海支社 [富山・石川・岐阜・静岡・愛知・三重]  
名古屋市東区泉1-1-39 〒461-8550

関西支社 [福井・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・鳥取・島根・岡山・広島・徳島・香川・愛媛・高知]  
大阪市西区新町2-15-24 〒550-0013

九州支社 [山口・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄]  
福岡市中央区大手門3-5-1 〒810-0074



担当



(615340) [0809]  
電気 (615344) 2009.10 H3